最終更新日：2018年7月6日
株式会社ソラスト
代表取締役社長 石川　泰彦
問合せ先：情報・コミュニケーション企画部　IR室　(03-6890-8904)
証券コード：6197
https://www.solasto.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、「企業理念」「ステークホルダーへの約束」「経営ビジョン」の実現を通して、企業価値の継続的な増大を目指すために、迅速かつ効率的、健全かつ公正で透明性の高い経営を図るための仕組みであり、その仕組みを構築し機能させることです。
この考え方に基づき、ガバナンスの枠組みとガイドラインを「ソラスト　コーポレート・ガバナンス　ポリシー」として2016年６月30日開催の取締役会で制定しました。この枠組みに基づいて取り組みを推進することでコーポレート・ガバナンスの継続的な充実を目指してまいります。

＜ソラスト　コーポレート・ガバナンス　ポリシー＞
https://www.solasto.co.jp/ir/jp/corporate/governance.html

＜企業理念＞
私たちは
人を「元気」にし、
パートナーを「元気」にし、
社会を「元気」にすることで
一人ひとりの生活を豊かにし、
希望のある未来づくりのために
お客様とともに歩みつづけます。

＜ステークホルダーへの約束＞
お客さまへ
私たちはプロフェッショナルとして、責任感をもってお客さまのニーズにこたえます。
そして、私たちのサービスを利用される一人ひとりと誠実に向き合い、クオリティーオブライフの向上に貢献し続けます。
ビジネスパートナーの皆さまへ
私たちはビジネスパートナーの皆さまと互いに尊重し合い、ともに考え、ともに歩み、ともに発展することを目指します。
ともに働く仲間たちへ
私たちは明るくやりがいがあり、誇りを持って働ける公正で開かれた職場づくりを目指します。
地域・社会へ
私たちはサービスの提供と多様な働き方を通じて豊かな暮らしの実現と地域社会の発展に貢献します。
株主の皆さまへ
私たちは健全かつ透明性が高い経営を推進し、企業価値の向上と持続的な成長を目指します。

＜経営ビジョン＞
ソラストーリー、始まる。医療事務・介護・保育をもっと新しく、働く女性をもっと美しく。

私たちはこんな会社を目指します。
・顧客ニーズを満たし、サービスクオリティーを飛躍的に高める、医療事務・介護・保育のイノベーションリーダー
・未来のサービスモデルを志向し、社員一人一人が最新のITを活用するサービス業のデジタルカンパニー
・常に成長し、高い業績を通じて全てのステークホルダー（顧客、社員、株主、ビジネスパートナー）と地域社会の未来に貢献する会社
・人材投資と新しい働き方で、生産性と処遇改善を実現し、自分らしいワークライフバランスと生涯キャリアが実現できる会社
・コンプライアンスを重んじ、医療・介護・保育にふさわしい「やさしさ」と「安心」がある会社

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則４－11－３】
当社は、取締役会の実効性評価を原則年1回行うこととして取り組んでいますが、結果の概要の開示については、その開示方法を含めて中期的な検討課題と認識しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４】
当社は政策保有株式として上場株式を保有していません。

【原則１－７】
当社が役員や主要株主との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、社外取締役の意見、及び必要がある場合には弁護士その他の第三者の意見を聴取した上で、取締役会において取引の必要性、取引内容及び条件の妥当性について審議し、決議することとしています。

【原則２－６】

当社はコードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を制度として導入していません。

【原則3－1】
(1) 当社グループは企業理念を制定し公表しています。企業理念は本報告書の「1．1．基本的な考え方」に記載していますので、ご参照ください。また、経営戦略・経営計画は当社ホームページに掲載しています。
(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針は本報告書の「1．1．基本的な考え方」に記載していますので、ご参照ください。
(3) 経営陣幹部、取締役の報酬等の決定に関する方針と手続きについては本報告書の「2．1．【取締役報酬関係】報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載していますので、ご参照ください。
(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関する一般的な方針と手続きについては本報告書の「2．2．業務執行、監督・監査、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載していますので、ご参照ください。
(5) 全ての取締役・監査役について、定時株主総会招集ご通知（参考書類）に記載のそれぞれの選任議案において、「候補者とした理由」を記載しています。

【補充原則4－1－1】
当社は、取締役会規程において、取締役会で判断・決議すべき事項を明確に定めています。当該取締役会規程においては、法令・定款に定めるもののほか、主として全社事業方針の承認・変更、年次・月次予算、要員計画及び中・長期経営計画、組織及び人事関連事項、その他の重要な業務執行に関する事項等を取締役会で判断・決議すべき事項として定め、これら以外の事項については、業務執行にかかる意思決定を迅速に行うため、組織規程、職務権限規程に基づき、社長以下に委任することとしています。

【原則4－9】
当社の社外役員の独立性判断基準については本報告書の「2．1．【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載していますので、ご参照ください。

【補充原則4－11－1】
当社の取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方については本報告書の「2．2．業務執行、監督・監査、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載していますので、ご参照ください。

【補充原則4－11－2】
社外取締役・社外監査役以外の役員については、他の上場会社との兼任はありません。社外取締役・社外監査役の重要な兼職の状況については、本報告書の「2．1．【取締役関係】会社との関係(2)」「2．1．【監査役関係】会社との関係(2)」に記載していますので、ご参照ください。

【補充原則4－14－2】
当社では、各取締役、各監査役及び各執行役員に対して、新しい考えの習得や生きた情報に触れた自己啓発等を目的として、外部セミナー、外部団体への加入への参加を推奨するとともに、その費用については、社内規程に基づき当社が負担することとしています。

【原則5－1】
当社では、取締役会にて検討・承認した株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針について、当社ホームページにて開示しています。
(https://www.solasto.co.jp/ir/jp/corporate/basic_policy.html)

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
大東建託株式会社	10,601,700	34.07
東邦ホールディングス株式会社	3,236,500	10.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,713,400	5.51
RE FUND 116-CLIENT AC （常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ東京支店証券業務部）	1,150,676	3.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,054,200	3.39
インフォコム株式会社	848,400	2.73
JP MORGAN CHASE BANK 380634 （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	786,400	2.53
JP MORGAN CHASE BANK 385632 （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	618,400	1.99
MSCO CUSTOMER SECURITIES （常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社証券管理部）	598,610	1.92
THREADNEEDLE INVESTMENT FUNDS ICVC-JAPAN FUND （常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ東京支店証券業務部）	565,500	1.82

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の発行済株式総数の34.07%を所有する大東建託株式会社から社外取締役1名(川合秀司氏)が就任していますが、当社の事業活動や経営上の判断において大東建託株式会社からの制約はなく、当社取締役会全体の過半数に至らないことからも、一定の独立性が確保されていると認識しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
富岡 隆臣	他の会社の出身者							△				
関口 康	他の会社の出身者											
川合 秀司	他の会社の出身者							○				
采　孟	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富岡 隆臣		（重要な兼職の状況） カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージングディレクター	同氏はカーライル・ジャパン・エルエルシーにおいて豊富な投資経験を有し、投資先企業における社外取締役として経営にも携わっています。これらの経験を活かして、社外取締役として企業価値向上に向けた経営の監督及び経営支援を期待し、同氏を選任しています。

関口 康	○	（重要な兼職の状況） ケネディクス(株)　社外取締役 大塚ホールディングス（株）　社外取締役	同氏は医療業界における豊富な経営経験と大学院教授としての専門的な知識を有しています。これらの経験を活かして、社外取締役として企業価値向上に向けた経営の監督及び経営支援を期待し、同氏を選任しています。 また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性基準（「上場管理等に関するガイドライン」）及び当社が定める社外役員の独立性要件に照らし、社外役員の職務執行にあたり一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しています。
川合 秀司		（重要な兼職の状況） 大東建託株式会社　常務取締役	同氏は大東建託株式会社にて経営企画、経営管理業務に関する豊富な経験と見識を有しています。これらの経験を活かして、社外取締役として企業価値向上に向けた経営の監督及び経営支援を期待し、同氏を選任しています。
采　孟	○	―――	同氏は第一三共株式会社において取締役を務める等豊富な経営経験を有しています。この経験を活かして、社外取締役として企業価値向上に向けた経営の監督及び経営支援を期待し、同氏を選任しています。 また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性基準（「上場管理等に関するガイドライン」）及び当社が定める社外役員の独立性要件に照らし、社外役員の職務執行にあたり一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・評価報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・評価報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

―

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社では、監査役、会計監査人及び監査部の相互連携を強化し、定期的にミーティングを実施し必要に応じて意見交換を行うことで、経営活動全般を対象とした監査の質の向上を強化しています。
監査役監査は、監査役が重要な会議への出席、各事業所・部署の往査、取締役との意見交換、会計監査人からの監査計画及び監査結果についての報告等を通じて、適切な監査を行っています。
これらの監査結果については、取締役会及び経営会議等を通じて、全部門に対して報告がなされているほか、適宜ミーティングを実施し意見交換を行っています。
会計監査人には有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けています。
内部監査機能は、社長の指示のもと、監査部内部監査室が担っており、本社各部、全国の拠点並びに子会社を対象とした内部統制の有効性及び実際の業務遂行状況について監査を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宇都宮 純子　当社商業登記及び戸籍上の氏名　森田 純子	弁護士													
横手　宏典	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宇都宮 純子　当社商業登記及び戸籍上の氏名　森田 純子	○	（重要な兼職の状況） 宇都宮・清水・陽来法律事務所　パートナー (株)スタートトゥデイ　社外監査役 (株)アドベンチャー　社外取締役	弁護士としての豊富な経験と専門的見地に加え、東京証券取引所への出向経験を有し、その職歴を通じて培った専門家としての経験、見識からの視点に基づく社外監査役としての取締役の職務執行に対して独立した監査を期待し、同氏を選任しています。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準（「上場管理等に関するガイドライン」）及び当社が定める社外役員の独立性要件に照らし、社外役員の職務執行にあたり一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しています。
横手　宏典	○	（重要な兼職の状況） 横手宏典公認会計士事務所　所長 （株）パネイル　社外監査役	公認会計士および税理士として、会計・税務について豊富な知識・経験を有するとともに、東京証券取引所上場部に長年に亘り出向した経験を有し、上場会社の実務にも精通しており、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るための有用な助言が期待できることから社外監査役候補者といたしました。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準（「上場管理等に関するガイドライン」）及び当社が定める社外役員の独立性要件に照らし、社外役員の職務執行にあたり一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しています。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

＜社外役員の独立性要件＞
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下に掲げる事項に該当する社外役員については、独立社外役員に該当しないものと判断する。

1．現在、ソラストグループ（注1）の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員又は使用人である者
2．現在又は過去5年間のいずれかの事業年度において、ソラストグループの大株主（注2）もしくはソラストグループが大株主の取締役、監査役、執行役員又は使用人であり、又はあった者
3．ソラストグループの主要な取引先企業（注3）の業務執行者（注4）であり、又はあった者
4．ソラストグループから多額の寄付（注5）を受けている法人、団体等の理事その他の取締役、監査役、執行役員又は使用人であり、又はあった者
5．ソラストグループとの間で、取締役、監査役又は執行役員を相互に派遣している者
6．過去5年間において、ソラストグループの会計監査人に所属しており、又はしていた者
7．ソラストグループから、役員報酬以外に多額の金銭（注6）その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等に該当し、又は該当していた者
8．以下に該当する者の配偶者、2親等内の血族、同居の親族又は生計を一にする者
（1）ソラストグループの業務執行者
（2）過去5年間のいずれかの事業年度において、ソラストグループの業務執行者であった者
（3）上記2．から7．で独立性がないと判断している者
9．その他、当社における実質的な判断の結果、社外役員としてのソラストグループの一般株主と利益相反が生ずる恐れがある者

（注）
1：「ソラストグループ」とは、株式会社ソラスト及び株式会社ソラストの子会社とする
2：「大株主」とは、総議決権の20%以上の議決権を直接又は間接に保有している企業等をいう
3：「主要な取引先」とは、過去3事業年度のうち、いずれかの事業年度において、ソラストグループとの取引の支払額又は受取額がソラストグループ又は取引先の連結売上高の2%以上を占めている企業等をいう
4：「業務執行者」とは、業務執行取締役又は執行役員もしくは部長格以上の上級管理職にある使用人をいう
5：「多額の寄付」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は寄付先の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい額を超えることをいう
6：「多額の金銭」とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%以上を超えることをいう

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

社内取締役の賞与につきましては、役割に応じて取締役分と業務執行分をそれぞれ支給し、業務執行分につきましては、会社の業績を反映させた利益連動報酬としています。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

企業価値を最大化するためには、中長期に亘る業績の向上が不可欠です。
ストックオプションは、業績の向上を通じた株価の向上に対する意識を高めることを目的に実施しています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の2018年3月期に係る役員報酬は、社内取締役に対する報酬172百万円、社内監査役に対する報酬11百万円、社外役員に対する報酬21百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の基本報酬は、取締役報酬と業務執行報酬により構成され、業務執行報酬につきましては、同業他社の水準・会社業績及び社員とのバランス等を考慮し、社外取締役が過半数を占める指名・評価報酬委員会で審議することとしています。
また、賞与につきましては、役割に応じて取締役分と業務執行分をそれぞれ支給し、業務執行分につきましては、会社の業績を反映させた利益

連動報酬としています。
なお、上記報酬等の個別最終決定は取締役社長に一任することもできることとしています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役へのサポートは総務部が行い、社外監査役へのサポートは監査役室及び総務部が行っています。
取締役会の資料は、原則として取締役会事務局より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が検討する時間を確保できるよう努めています。また、必要に応じて事前説明を行っています。
また、社外取締役に対しては、取締役会事務局等より重要会議の資料等を共有しています。社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査の情報共有をしています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	0 名

その他の事項 更新

相談役・顧問に関する制度はありますが、現在、その対象者はいません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択しています。また、取締役会の機能を補完するため、取締役会の傘下に指名・評価報酬委員会を設置することで、指名委員会等設置会社の優れた面を取り入れた体制を構築し、運用しています。

（取締役会）
取締役会は、取締役8名（うち社外取締役4名）で構成しており、原則として毎月定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役・監査役・執行役員の選任、年度予算・中期経営計画・その他の重要な戦略の立案の監督と決定及び重要な業務執行の決定等を通じて経営全般に対する監督機能を発揮して経営の実効性と透明性を確保しています。また、当社の取締役は経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、任期を1年としています。

（監査役会）
監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成しており、各監査役による監査の実効性を確保するための体制を整備しています。監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行及び取締役会の監督義務の履行状況について監査を行っています。また、取締役会と連動して毎月監査役会を開催し、監査方針や監査計画を定めるとともに、監査に関する重要な事項について各監査役から報告を受け、協議または決議を行っています。

（指名・評価報酬委員会）
指名・評価報酬委員会は、社外取締役が委員長を務め、会長、社長及び執行役員候補者を取締役会に提案する等、経営層の指名、評価及び報酬について取締役会の役割を補佐しています。

（その他経営会議等）
その他、当社は、取締役会の意思決定の迅速化・効率化を図るため、業務執行に関する重要事項を協議、決議する機関として経営会議を設置しています。経営会議は、会長、社長をはじめ、役付執行役員を中心として構成しており、原則として毎月2回開催しています。また、全社横断的な主要事項を協議することを目的に、労務・コンプライアンス委員会及びガバナンス・リスク委員会を設置しています。労務・コンプライアンス委員会は、労務関連を中心に、リスク対応・コンプライアンスの一元的な統括、コンプライアンス全般の全社的統括を担います。ガバナンス・リスク委員会は、全社方針の提案及び各部門のガバナンス・リスクに関する課題の提起や実行とその健全性を確保するためのモニタリングを担います。

（経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関する一般的な方針と手続き）
当社は、指名・評価報酬委員会において、執行役員又は取締役として必要と定められている権限と責任を遂行するに足る知識・経験を有するものを執行役員又は取締役候補者として指名し、取締役会に答申しています。執行役員は取締役会で、取締役は取締役会での承認を経て株主総会で、監査役は監査役会の同意、取締役会での承認を経て株主総会で選任されます。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会（8名、内4名が社外取締役）において、社外の視点からの意見を受けることで、企業経営の透明性・客観性が確保され、また、豊富な経験と幅広い見識に基づく的確な助言を受けることで、適切な意思決定が可能となるものと考えています。
さらに前述のとおり、監査役、会計監査人及び内部監査部門である監査部内部監査室の相互連携により実現される実効的な監査体制により、適法性及び妥当性のある適正な監査が担保されるものと考えています。
以上を理由として、当社では現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年６月に開催した定時株主総会の招集通知は、開催日の20日前に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	2018年６月に開催した定時株主総会は、会場及び社外取締役のスケジュール確保の都合上、集中日の開催となりました。引き続き集中日を回避した株主総会の設定に努めます。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では導入していませんが、議決権行使状況等を勘案して導入の必要性を検討いたします。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では議決権電子行使プラットフォームには参加していませんが、議決権行使状況や外国人投資家比率等を勘案して参加の必要性を検討いたします。 なお、機関投資家の議案検討期間を十分に確保するため、招集通知は定時株主総会開催日の27日前に電子開示しました。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（狭義）、株主総会参考書類の英文をホームページ等で開示しています。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	取締役会にて検討・承認した株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針について取り纏めたIR基本方針を、当社ホームページにて開示しています。 （https://www.solasto.co.jp/ir/jp/corporate/basic_policy.html）	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を開催しています。 また、アナリスト・機関投資家とのスモールミーティングや個別ミーティング等を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページを通じ、投資判断に資する重要な情報の積極的な開示に努めています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する専任部署として情報・コミュニケーション企画部内にIR室を設置しています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「企業理念」の実現に対するコミットメントとして、「ステークホルダーへの約束」を掲げています。ステークホルダーを具体的に示し、お客様、ビジネスパートナー、ともに働く仲間、地域・社会、株主それぞれへの約束を明示しています。また、この「ステークホルダーへの約束」は、「企業理念」とともに全社員の行動規範のベースとして周知徹底を図っています。 「企業理念」「ステークホルダーへの約束」は、「1．1．基本的な考え方」に記載していますので、ご参照ください。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社の事業は、医療事務、介護、保育のサービスの提供や、それに従事する人たちへの教育・トレーニングの提供であり、地域社会の福祉及び雇用に深く関連しています。当社のCSRは、「企業理念」にもあるように、これらの事業を通じて地域社会の継続的な発展に貢献することです。また、業務の遂行において、社会のルールや規範を遵守し公明正大であることを、「ソラストグループコンプライアンス行動基準」で定め、徹底を図っています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の事業は、地域社会の福祉及び雇用に深く関連しており、当社には地域社会をはじめ、多くのステークホルダーが存在しています。この多様なステークホルダーに、経営情報のみならず生産性改善、安心・安全、人材育成等、当社の様々な取り組みへの理解を深めていただくことは、重要な責務であると認識し、メディア等も活用し、広く情報を発信しています。
その他	当社は、「経営ビジョン」において、「働く女性をもっと美しく」、目指す企業像において「人材投資と新しい働き方で、生産性と処遇改善を実現し、自分らしいワークライフバランスと生涯キャリアが実現できる会社」と掲げており、人材、中でも全体の約90%を占める女性社員の働き方やキャリア形成を重視しています。 社員の満足度を高めることが顧客満足度と業績の向上につながると考え、ワークライフバランスに配慮した各種制度の充実を図り、社員が子育てや介護をしながら、安心してより長く働ける環境の整備等を進めてまいりました。 [女性の登用に関する現状（株式会社ソラスト）] ・女性管理職比率 45%（2018年4月1日時点） *課長相当職以上

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は経営の健全性や透明性を高めるために、有効な内部統制システムを構築することが重要であると考えており、その基盤として業務の適性を確保するために必要なものの整備を、下記のとおり取締役会において決議しています。

1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
① 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、当社グループの全役職員を対象とした行動指針として「ソラストグループコンプライアンス行動基準」を定め、全役職員に周知徹底させる。
② コンプライアンス規程に基づき、労務・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。
③ 内部通報規程に基づき、法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報システムの運用を行う。
④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
① リスク管理基本規程に基づき、会社の存続及び業務の健全な運営を行うため、取締役会は当社グループ全体のリスクの低減及び発生の未然防止に努める。
② リスク管理基本規程に基づき、ガバナンス・リスク委員会を設置し、当社グループ全体のリスク管理体制の構築及び推進を図る。
③ 各部署のリスク管理責任者は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部署へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。
4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として原則として月1回以上の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。
② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、権限、責任及び執行手続の詳細について定める。
③ 取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、任期を1年としている。
5）会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
① グループ会社における業務の適正を確保するため、「ソラストグループコンプライアンス行動基準」を定め、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
② 子会社等の関係会社管理を担当する部署は、関係会社管理規程に基づき、子会社等の業務の効率化等も踏まえ必要な管理を行う。
③ 子会社等は関係会社管理規程に基づき、業績、その他重要事項について定期的に報告を行う。
④ リスク管理基本規程に基づき、当社グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
① 監査役の業務補助に、監査役室を設置し、専任のスタッフを配置する。
② 専任のスタッフは、取締役からの指揮命令を受けない。
③ 専任のスタッフの人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
④ 専任のスタッフは、監査役と定期的に監査結果等について協議及び意見交換を行い、緊密な連携を図る。
7）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。また、前記に拘らず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
② 前項の監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
③ 監査役は、取締役会及び経営会議の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議及び委員会に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができる。また、代表取締役との定期的な意見交換を開催し、意思の疎通を図るほか、適切な報告体制を確保するものとする。
④ 内部通報規程に基づき、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
⑤ 監査役より、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求がなされたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループ及びその特別利害関係者、株主、取引先等には、反社会的勢力とのかかわりはありません。

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、ソラストグループコンプライアンス行動基準において、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力との活動を助長するような行為を行わないことを定めています。
具体的な対処方針・基準については、「反社会的勢力対応マニュアル」を作成しています。また、当社グループの役員、従業員に対して、反社会的勢力に該当しないことを表明するために、入社時に誓約書の提出と必要な研修の受講を義務づけています。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況
反社会的勢力に関する業務の所管を人事総務本部と定めるとともに、各事業部門にはコンプライアンス管理責任者を配置し、現場からの情報を吸い上げ、全社的に統一した対応を行うように努めています。外部組織との連携に関しては、暴力団追放運動推進都民センターに加入し、総務部長を当社における不当要求防止責任者として届出を行い、定期講習を受講しています。不当要求防止責任者は反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、警察とも連携できる体制を構築しています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

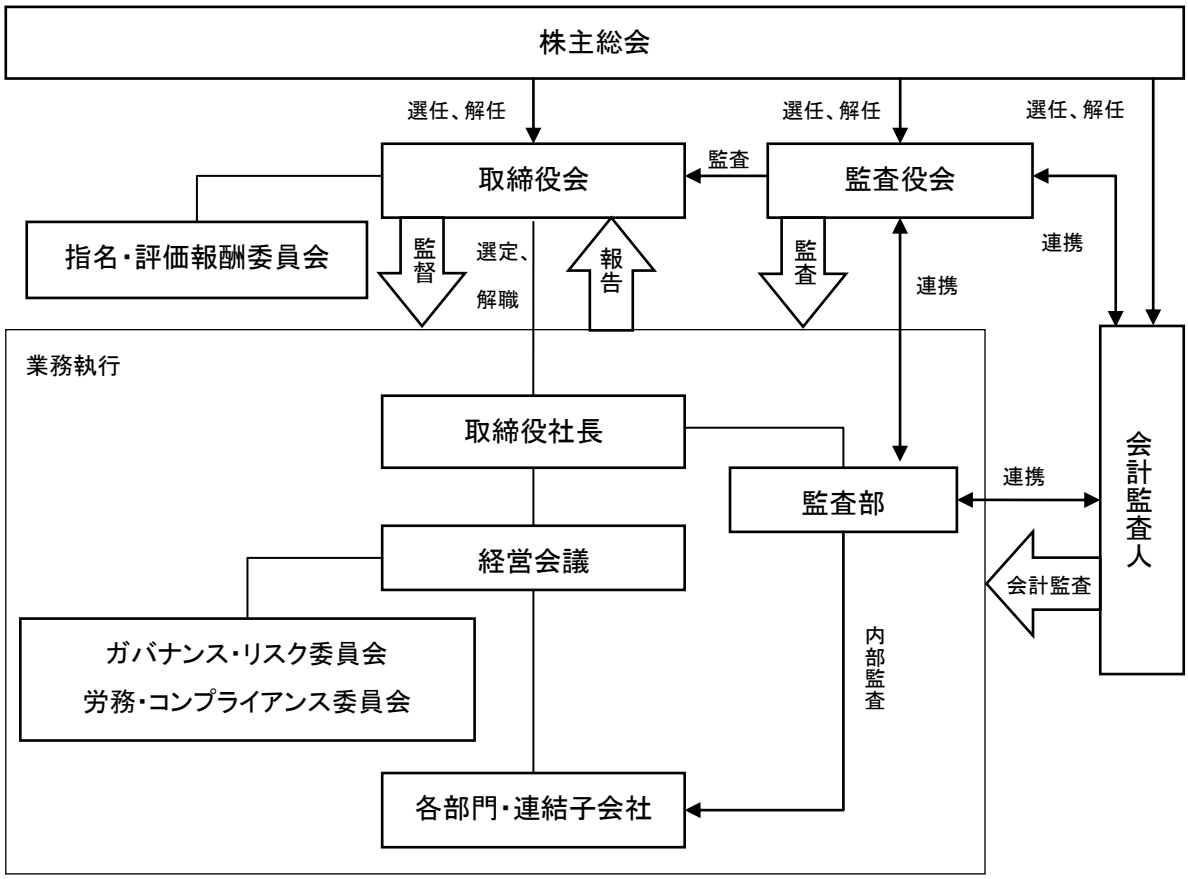
(1) 適時開示体制の整備に向けた取組み

当社グループでは、適時適切なディスクロージャーはコーポレート・ガバナンスの重要な要素のひとつであり、株主への重大な責務であると考え、決算情報はもとより業績に多大な影響を与える可能性のある事項については、迅速な開示を行なう方針です。

適時開示は、[適時開示体制の概要(模式図)]に記載の社内における手続きを経て行う予定です。

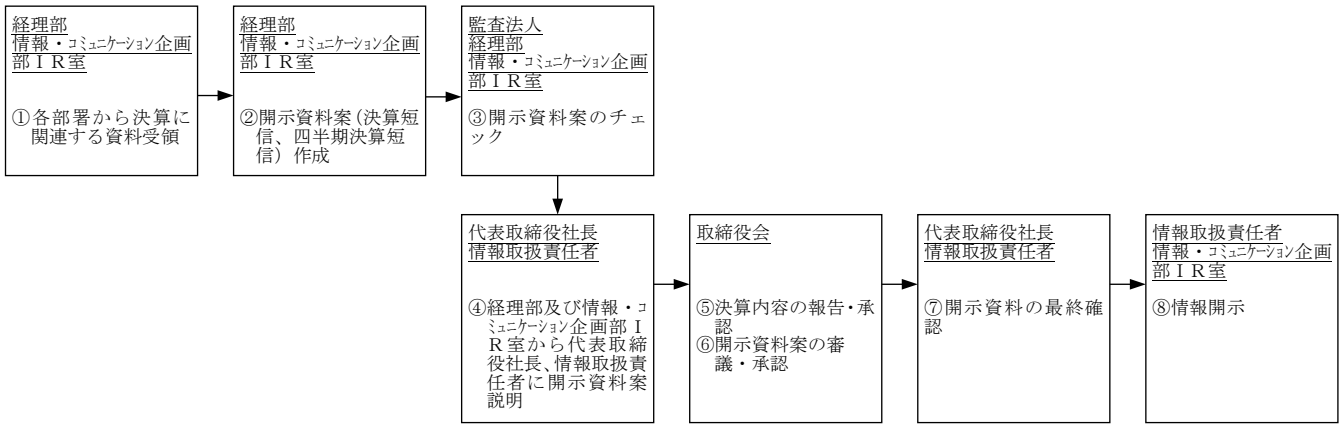
さらに、当社グループに関する主要な情報を公平に取得し得る場を投資家に提供するため、当社ホームページ上で、有価証券報告書、四半期報告書等の法定開示資料及び金融商品取引所の規則に基づく適時開示情報の他、法律や規則で開示を求められていない情報についても、可能な限り迅速かつ分かりやすい情報開示を進めてまいります。

【模式図（参考資料）】

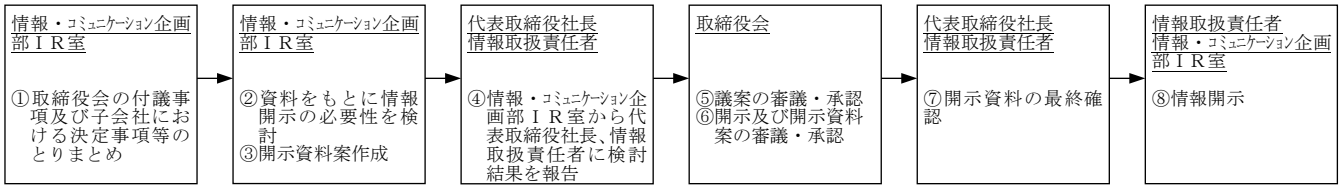

株主総会
選任、解任
選任、解任
選任、解任
取締役会
監査
監査役会
指名・評価報酬委員会
監督
選定、
解職
報告
監査
連携
連携
業務執行
取締役社長
監査部
連携
会計監査人
経営会議
会計監査
ガバナンス・リスク委員会
労務・コンプライアンス委員会
内部監査
各部門・連結子会社

【適時開示体制の概要（模式図）】

① 決算情報



② 決定事実



③ 発生事実

